

綾瀬市観光まちづくり組織設立準備会補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、（仮称）綾瀬市観光まちづくり組織を設立するために必要な検討、調整を行うことを目的として、綾瀬市観光まちづくり組織設立準備会（以下「準備会」という。）が行う事業の経費に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第2条 補助金交付の対象団体は、準備会とする。

2 補助対象は、準備会の目的達成に必要な次の経費とする。

- (1) 組織設立に向けた調査に要する経費
- (2) 専門家等への謝礼及び交通費等
- (3) 専門家等への相談料、書類作成費及び交通費
- (4) 準備会事業運営に係る事務費
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額）

第3条 補助額は、市長が予算の範囲内で定めるものとする。

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、補助金の交付を決定したときは、綾瀬市観光まちづくり組織設立準備会補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第5条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市観光まちづくり組織設立準備会補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により変更の内容又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第12条第1項の規定による実績報告の提出期限は、当該補助事業完了の日から起算して30日以内とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（綾瀬市観光まちづくり組織設立準備委員会補助金交付要綱の廃止）

2 綾瀬市観光まちづくり組織設立準備委員会補助金交付要綱（平成 2 8 年 4 月 1 日）は、廃止する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

綾瀬市観光まちづくり組織設立準備会補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった 年度綾瀬市観光まちづくり
組織設立準備会補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 5 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助額 円

2 補助条件

第 2 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市観光まちづくり組織設立準備会補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 綾瀬市観光まちづくり組織設立準備会

委員長

印

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた 年度綾瀬市観光まちづくり組織設立準備会補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類